

被扶養者に係る検認を実施しています

共済だより 6月号でお知らせしましたとおり、
被扶養者の検認を実施しています。

所属所の共済事務担当課から「被扶養者資格確認届書」が配布されている方は、記載されている被扶養者の内容を確認いただき、在学証明書、収入証明書などの提出が必要です。

まだ提出がお済みでない方は、下記の「平成26年度被扶養者資格確認届書作成要領」を確認いただき、早めにお勤め先の共済事務担当課に提出をお願いいたします。

「被扶養者資格確認届書」の記入例と添付書類の詳細については、ホームページ検認専用バナーに掲載しておりますので、ご活用ください。

「平成26年度被扶養者資格確認届書作成要領」と「給与等支払証明書」につきましては、ホームページからダウンロードができます。

共済組合への提出期限は9月30日(火)必着となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

平成26年度被扶養者資格確認届書作成要領

1 確認届書各欄の記入方法



- ① 共同扶養の確認事項 ▶ 18歳以上の子を扶養している方で配偶者が他の健康保険に加入している場合は、配偶者の「有・無」について、いずれかに○を付してください。
- ② 続 柄 ▶ 該当被扶養者の続柄を記入してください。
- ③ 職 業 ▶ 無職、学生または職種(農業・パート・アルバイト・自営業等)を記入してください。自営業については、具体的な内容も記入してください。
- ④ 収 入 見 込 額 ▶ 給与・年金・事業・その他の収入がある場合は、その収入の種類と全ての収入見込額を記入してください。特に、所得税法上は非課税となる遺族年金等(恩給扶助料を含む。)及び障害年金等についても、全て収入として取扱いますので必ず見込額を記入してください。
- ⑤ 扶養手当の有無 ▶ 被扶養者に係る扶養手当受給の「有・無」については、いずれかに○印を付してください。
- ⑥ 同居・別居の区分 ▶ 別居の場合は、仕送り月額を記入し、住所(※参照)の確認をしてください。住所に変更がある場合は、赤字で訂正をお願いします。当該訂正で住所の変更を行います。新たに別居が判明した場合は、「被扶養者申告書」により遠隔地申請と添付書類を提出してください。
※ 別居の届出住所について、登録のある方は印字してあります。印字のない方は赤字で住所欄に記載をお願いします。
※ 海外居住者及び同居区分のまま別居住所を登録されている方は、住所の印字はありません。
- ⑦ 扶養手当が支給されていない者を扶養しなければならない理由 ▶ 扶養手当が支給されていない者のうち、全日制の在学証明書(有効期限の分かる学生証の写し可)または医師の診断書等(障害手帳の写しを含む。)を提出できない調査対象被扶養者の場合は、「確認届書」の下欄に「日常生活の状況と稼働できない理由」「組合員が扶養しなければならない理由」及び「今後の見通し」等を具体的に記入してください。
- ⑧ 提出日・署名・押印 ▶ 提出日の記入及び組合員の署名・押印を必ず行ってください。

2 添付書類

「確認届書」の被扶養者の状況に応じて証明書等を提出してください。

なお、複数の区分(要件)に該当する場合は全て提出してください。

区 分	提出いただく主な証明書
① 学生の者 ア 国内の学生(学校教育法に定める学校に通学する者) イ 留学生	※ 大学生等でアルバイトなどの給与と収入がある方については、②の書類も必要となります。 ・「在学証明書」(本年7月1日以降に発行されたもの)、または有効期限の記載のある「学生証」の写し ・留学先の「在学証明書」、または有効期限の記載のある「学生証」の写し(当該証明書等の和訳した書類を添付してください。)

区 分	提出いただく主な証明書
② 給与収入(パート・アルバイト等)のある者 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 25 年分の源泉徴収票」、または年間収入がわかるもの(25 年中にパート・アルバイト等の収入があった者) ・「平成 26 年 1 月～6 月の給与明細書」(通勤手当等を含めた総支給額がわかるもの)、または「給与支払証明書」 ※所定の様式を共済組合のホームページからダウンロードすることができます。ただし、事業所の証明印がある書類であれば可とします。
③ 事業収入(一般・農業・不動産収入等)がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 25 年分確定申告書及び収支内訳書(控)で税務署の受付印が押印されたもの」の全ての写しが必要です。(電子申請の場合は、受付日が確認できるもの)
④ 年金収入のある者	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の「年金改定通知書(支給額変更通知書)、または年金支払通知書」の写し(遺族・障害年金も含む。) ・新たに年金を受給した場合は「年金証書」の写し ・年金請求中のため、条件付きで被扶養者として認定されている者で、決定後の年金額を証明する書類が未提出の方は、「年金証書」等の写し
⑤ 60 歳未満で傷病または障害等により就労困難な者(被扶養配偶者及び学生を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の「診断書」(3 ヶ月以内に発行のもので写しでも可)、または「障害者手帳」の写し等 ・なお、障害年金等を受給されている方については、当該年金の最新の「年金支払通知書(写)」又は「年金額改定通知書等(写)」を提出してください。
⑥ 収入がない者(学生は除く) ※配偶者については、扶養手当の支給確認で所属所へ提出済みの場合、省略することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地で発行される「平成 26 年度非課税証明書」(なお、発行手数料は、自己負担となりますのでご了承ください。) ※配偶者及び夜間・通信課程の学生も提出が必要です。 ※全日制の学生であった者で、平成 26 年 3 月卒業(新卒者に限る。)後、現在まで就労していない場合は、その旨記載いただくことで、提出を省略することができます。
⑦ 遠隔地被扶養者(別居の被扶養者)がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に 1 人につき月額 50,000 円以上の仕送り状況が確認できる「平成 26 年 1 月～6 月の書類(組合員と対象被扶養者の名前が確認できる送金通知書の控え等)」 ※手渡しは一切認めていません。
⑧ 調査対象被扶養者に対し組合員以外に扶養義務者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「組合員の平成 25 年分の源泉徴収票」と「他の扶養義務者の平成 25 年分の収入が確認できる書類(源泉徴収票等)」 ・営業収入等を有する場合は「所得証明書」「確定申告書」及び「収支内訳書」(税務署の受付印のあるもの、電子申請の場合は受付日が確認できるもの)全ての写しが必要です。
⑨ 雇用保険申請中につき「条件つき認定」となっている者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険決定後の「雇用保険受給資格者証(支給日額・支給状況等の記載のあるもの)」の写し

上記のほか、必要に応じ適宜各書類の提出を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、平成26年1月以降新たに認定された者のうち②給与明細等、⑦仕送り額に分かる書類については認定時以降のものを提出してください。(既に提出している場合は除く。)

3 被扶養者の認定取消に係る申告書の提出について

調査対象被扶養者のうち、扶養認定対象者の収入限度額を超過している者については、「確認届書」の氏名等を二重線で削除のうえ「被扶養者申告書 ③取消」を提出してください。また、被扶養者証を必ず返納してください。

なお、被扶養者の取消日は、「被扶養者の要件を欠くこととなった日」まで遡って取消となりますので、その取消日が確認できる書類等を添付してください。

(1) 収入の捉え方

扶養認定上の収入とは、「所得税法の所得」「暦年による収入」あるいは「年度による収入」などのように得られた金額の実績ではありません。収入を得た事実や雇用条件等の変化により「恒常的に得られる収入見込み額」です。

従って、月額108,334円以上(60歳以上の公的年金受給者及び障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は、年金1ヵ月分と給与を合わせ月額150,000円)の賃金を得られる雇用契約を結んだ場合は、その勤務を開始した日が取消日となります。

【扶養認定対象者の収入限度額について】

※公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金及び恩給です。(非課税の障害年金、遺族年金も含む。)

被扶養者の区分	公的年金等を受給していない	公的年金等を受給している		
		障害年金を受給している	60歳以上	60歳未満
認定限度額 (収入の限度額)	年額130万円未満 (月額108,334円未満)	年額180万円未満 (月額150,000円未満)	年額180万円未満 (月額150,000円未満)	年額130万円未満 (月額108,334円未満)

(2) 給与及び年金等の収入

①60歳未満のパート、年金等の恒常的収入を得ている被扶養者で、収入金額が年額130万円以上ある者。ただし給与収入にあっては、連続3ヵ月108,334円(月額)以上ある者。

②60歳以上の公的年金受給者及び障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は、年金額を含めて年額180万円以上ある者。ただし、給与収入がある場合は、連続3ヵ月150,000円(年金1ヵ月分と給与を合わせた月額)以上ある者。

(3) 雇用保険失業給付等の受給

雇用保険申請中のため、条件付きで被扶養者として認定されている調査対象被扶養者で、受給が決定し、雇用保険失業給付等の給付金を日額3,612円以上受給している者。

(4) 就職等

就職又は稼働を開始したことにより、被扶養者の要件を欠くこととなった者。

(5) 被扶養者の生計状況を把握できない場合

被扶養者の認定を受けている組合員は、その被扶養者の収入状況、日常生活及び扶養実態等を把握する義務があります。これらの実態を具体的に証明できない場合には、組合員が把握できなくなった日から被扶養者の取消しをいたします。

4 医療費の返還

被扶養者の要件を欠いているにもかかわらず、被扶養者の取消申告を行わずに医療機関等で受診していた場合には、その診療に係る共済組合の給付は全額返還していただきます。

5 記入例

◆組合員		所属所		住所		配偶者の有無	
組合員証番号	000-999999	〇〇市		埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-14		有・無	
氏名	共済太郎			生年月日	昭和40年7月1日	共同扶養の確認事項 (子を扶養している場合)	
部課番号	123456789	〇〇課		有・無			

平成26年7月1日
No. 1

被扶養者資格確認届書

◆被扶養者の状況

被扶養者氏名	生年月日	続柄	年齢	職業	収入見込額		扶養手当 有・無	同居・別居 区分	別居の場合ご記入及び確認してください	
					収入の種類	年額(円)			仕送り月額	住所
共済花子	昭和42年9月2日	妻	46	パート	給与	100万	有・無	同居・別居	仕送り月額	円
共済大輔	平成3年10月12日	子	22	無職	なし	0	有・無	同居・別居	仕送り月額	円
共済良子	昭和18年12月7日	母	70	無職	年金	80万	有・無	同居・別居	仕送り月額	70,000 円
							有・無	同居・別居	仕送り月額	円

上表中、扶養手当の支給されていない者(全日制の学生及び医師の診断書を提出した者を除く。)については、扶養しなければならない理由を具体的に詳細にご記入ください。

子大輔は、平成26年3月に大学を卒業いたしました。就職先が決らず今日に至っている状況であり、現在求職活動を行っております。したがって就職先が決まるまでの間は収入がありませんので、親である私が扶養しなくてはなりません。なお今年中には就職先を決めたいと思っております。決り次第扶養の取消手続きを行います。

本記載事項に相違ありません。
平成26年8月1日
組合員氏名 共済太郎 (朱)

[注] ①氏名が印字してある被扶養者のみ確認します。
②この確認届書は、添付書類と併せて共済事務担当課に提出してください。